

相撲で育てたくましい子 夢託すアマ相撲の猛者

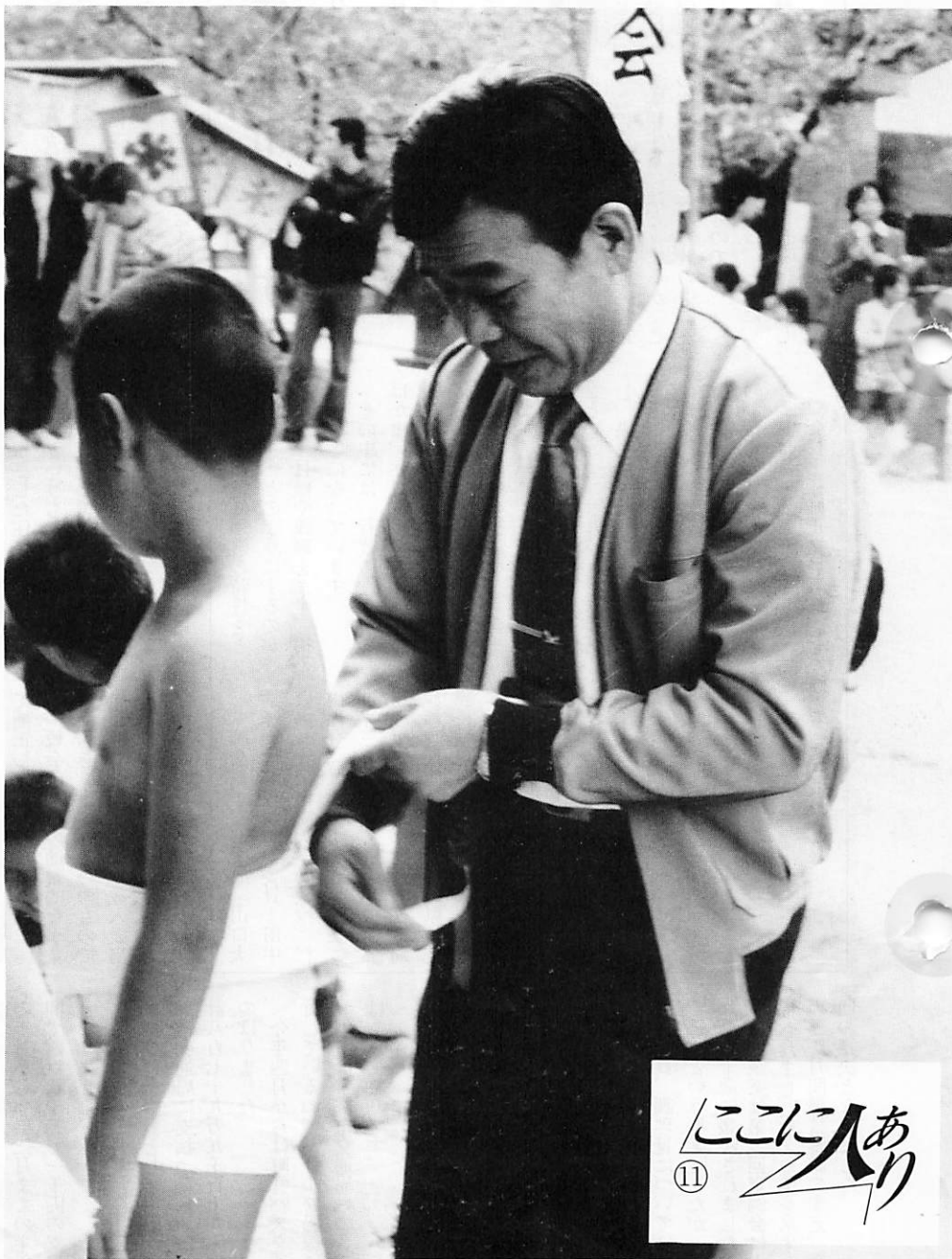
橋本正義さん
(小古郷西)

プロの相撲界は巨漢・小錦の活躍で秋場所の話題をさらったが、県下のアマチュア相撲界はこのところ低滞気味である。その中であって、もつと相撲選手を育てていきたいと励んでいるのが橋本正義さん。

宇部工業高校のとき、高校選手権や選抜大会など全国大会に七回出場、宇部興産ラクタム工場（現在は化学事業部ケミカル工場と改称）に入社してからは県代表として国民体育大会など

全国大会に一般の部で三回、青年大会に一回出場の経歴をもつ。高校のときは団体でベスト8に三回進出。青年大会では個人の二位に輝いた。その後は一般の部の山口県監督として団体に五回出場している。昭和二十八年から三十年代にかけてである。そうした経歴もあって、現在県相撲連盟の理事、宇部相撲連盟の理事長を十二年つとめている。

昭和三十年ごろは宇部工高の小学校四年のとき父が戦死。姉との二人姉弟が母を助けて育った。いまは、自分の長女も嫁ぎ、長男は大学四年生。亡母の苦勞を改めて知る齢に達した。職場はラクタム製造の運転主任。身長一七〇センチ、体重は七二キロ、四十八歳。



ここにあり
⑪

相撲部は全盛を極めた。そのころの選手がいろいろな職場に散り、実業団相撲も盛んであったが、諸事情が重なり、数多くの相撲部が消えていった。昨年、宇部工高相撲部OB会を結成したら二百七十人が加入した。橋本さんはその幹事長もつとめている。

「身体の大い選手がいるので相撲部に誘うと『あまり鍛えないでくれ』というのが多いそうです。それでも鍛えようとするとすぐやめていく」

「いまは子ども相撲に人気が出てきました。相撲は裸で身体ごとぶつかっていくスポーツです。相撲を通じてたくましい人間に育ってくれるとよいのです。……」。そういって、子ども相撲のあるところには顔をのぞかせ、たくましい子の育成に夢を託している。

工藤教育長 二期目に

職員の定年は六十歳にきまる 町議会

第三回町議会（九月二十六日～十月八日）は町長提出の九議案を原案どおり可決、前回から継続審議の「職員の定年等に関する条例の制定について」は一部を修正して可決しました。

議決事項の主なものとは次のとおりです。

〔教育委員の任命について〕
十月で任期（四年）が満了の工藤靖夫（参）―小古郷西一と井本操（参）―岩倉前一の両氏を再任を同意しました。

工藤委員は、その後、町教育委員会（五人）で互選により教育長に選ばれ、県教育委員会の承認を得て十月十六日から町教育長就任二期目に入りました。

「質の高い住宅都市」めざす

長期方針策定へ地域指定受ける

阿知須町は建設省から「地域住宅計画策定事業」の地域指定を受け、今年度事業として、住宅政策の長期的な方針をたてることになりました。

建設省の住宅計画策定事業は昨年度から始まりましたが、補助金を出すのは今年度がはじめてです。今年度地域指定を受けたのは全国で二十市町。中国地区は鳥取県倉吉市と本町の二か所です。

本町は五十六年に町基本構想をたてましたが、この中に、将

井本委員は本町教育委員のうち唯一の女性委員。小学校教員の経歴があり、二期目です。

〔附属機関設置条例の一部改正について〕建設省から本町が地域住宅計画策定の地域に選ばれたことに伴い、計画策定のための委員会を設けるための案件。この計画は将来に向けて住宅はどうあるべきか、歴史的、文化的、地域性などを配慮しつつ地域に根ざした住宅を整備していくというものです。

基本方針の策定費として国から五百万円の補助を受け、一千万円で来年三月までに方針をまとめあげることになっています。

に、現在の阿知須町の特性をとらえ、将来どのようにするのがよいか、目標や課題をまず、掲げることになっています。

その中には、行政の役割のほかに、住民も緑化の推進や、まち並み景観の保持にとめたり、ふれ合いを深めるための環境づくり運動の推進なども含まれます。

計画策定は中国地方総合調査会というコンサルタントに委託し、来年三月までにまとめあげる予定です。

また、学識経験者、業界関係者、住民の意見をとり入れるため、策定委員会を設けています。委員は次のとおりです。

▽会長―三好正之（町長）

策定に当っては学識経験者や業界、住民代表者ら十七人の委員によって協議を重ねていきます。

これに合わせて「報酬及び費用弁償条例」も一部改正されました。委員の報酬は一日四千元です。

〔予算関係〕一般会計と国民健康保険事業、交通災害共済事業など五十九年度に入って初めて補正しました。

一般会計は町の通常のな事業や事務を推進するためのものですが、この補正により歳入歳出とも十六億六千八百八千円になりました。当初より三千九

▽副会長―安部一成（山口大学経済学部教授）▽委員―田中康夫（大阪市立大学助教授）杉山保登（県建築士審査会々長）

沖嘉三（中国地方総合調査会常務理事）那珂正（建設省住宅局建設専門官）仲子正則（県住宅課長）重村勇（町議会議長）山本輝義（農協組合長）西中豊（商工会長）橋本平吉（漁協組合長）須崎弥十（住宅協同組合長）武永浩（左官業代表）鍋田貞夫（小郡中央設計社長）松浦民子（婦人会長）伊藤繁（都市計画審議会委員）福水安信（建築士）

百四十八万九千円の追加です。

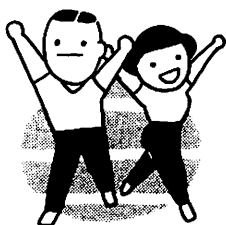
歳入は国からの交付税や住宅計画の補助金、前年度の繰越金などが主。歳出は地域住宅計画策定、宇部市営バスのゴルフ場線補助金が大きく占めています。バスの補助金は宇部市営が去年一月十五日から阿知須―ゴルフ場線を廃止することを決定したあと「赤字分は阿知須町が負担する」ということで今年三月まで運行を継続してもらっていました。そのうち、今回は去年の十月から今年三月までの半年間で四百八十二万二千円の支出となりました。

これで去年一月から今年三月までの運行経費として本町が宇部市交通局に支払った金額は合計八百七十九万九千九百九十九円のほりりました。

今年四月からは町営バスを運行しているの、ゴルフ場線については宇部市交通局への負担はこれで終了です。

〔職員の定年等に関する条例制定〕町職員の定年はこれまで定められていませんでしたが、これを六十歳と定めて来年三月三十一日から実施しようとするものです。庁務員、用務員、労働作業員、調理員については六十三歳という原案でしたが、これも六十歳に議決されました。

この議案は第二回定例会に上程されましたが、審議を尽くすため三か月間継続審議のすえ、今回の議決となりました。



声かけて ふれあう心 みんなの子

11月は全国青少年健全育成強調月間

少年の明るい笑顔は家庭から「毎月第3日曜日は家庭の日」

税務課の巻

税務課は八人で、係は賦課徴収係、固定資産税係の二つです。

賦課徴収係は「田税などを課税し、課税した人たちに税金を納めてもらう事務や町税の課税台帳に関する事務」を主に担当し、固定資産税係は「家や土地などの固定資産の評価や、固定資産の台帳に関する事務」を主に担当しています。

今月はこの税務課の仕事について紹介しましょう。

税金はなぜ納めなければならないか

私たちが明るく豊かな生活をしていくためには、国や県・市町村などの地方公共団体がいろいろな仕事をしなければなりません。

たとえば、学校を建てたり、道路を造ったりすることです。

それは、みなさんが納められた税金を使ってはじめてできることです。

もし、誰も税金を納めなかったら私たちの生活を支えている国や地方公共団体の仕事は中断され、支障きたすことになりま

税金は私たち国民全体の利益のためのものであり、私たちが生活の向上を願うかぎり、私たちが進んで負担しなければならぬ社会共通の経費です。税金を納めるということは、憲法第三十条にもあるとおり、国民としての基本的な義務を果すことにもなります。

税金にはどんな種類があるか

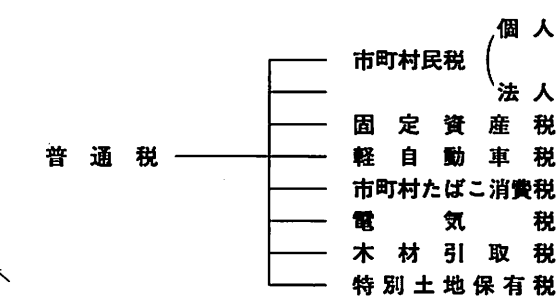
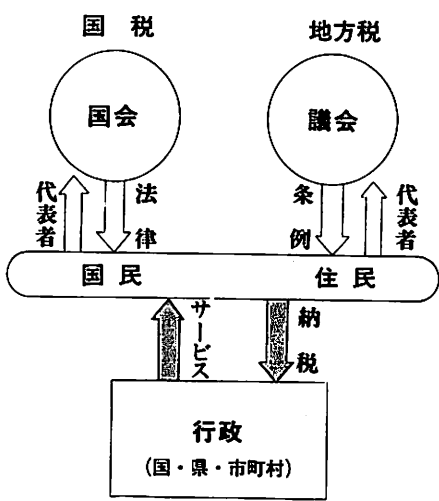
税金は大きく分けて国で徴収する国税と地方公共団体が徴収する地方税とにわかれています。

国税は徴税の機構、形態からさらに直接税、間接税に分かれそれぞれ各種の税目があります。

地方税は都道府県税と市町村税にわけられています。

国税は一般に、公平の原則から国民の負担能力に応じて税金を課するという考え方（応能の原則）が中心になっていますが、地方税は行政サービスという利益を受ける者に、その利益に応じて税金を負担するという考え方（応益の原則）に重点がおかれています。

地方税の場合、県や市町村によって格差がありますので、地方によって極端に税が高くなるような標準税率という税率の基準を定め、または制限税率と



阿知須町の場合、町税として次のとおり税金を課税しています。

入湯税：観光施設などの整備にあてられる。

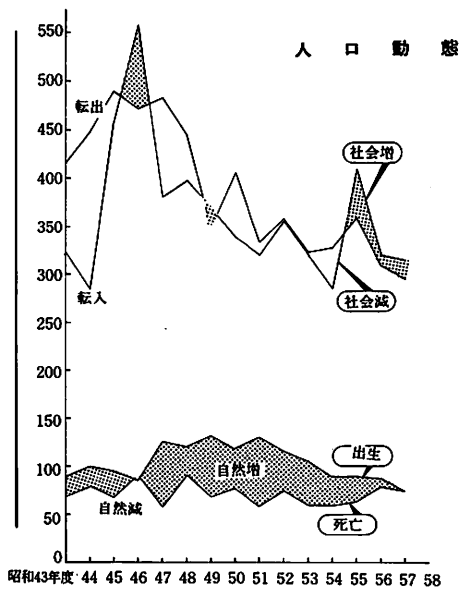
都市計画税：都市計画事業などにあてられる。

国民健康保険税：国民健康保険に要する費用にあてられる。

統計でみるあじす

阿知須町の人口動態のグラフは左図のとおりです。

上の社会増・社会減というのは、転入と転出の差による人口の増減のことです。最近では、生まれる子どもと死亡する人の差がなくなってきたことがわかります。



保健婦の健康相談 一問一答

問 二歳半の男の子ですが、はしが上手に使えませんが、フォークやスプーンで食べることができません。無理にはしを使わずに食べさせなくてもよいのではないのでしょうか。

答 え はしの機能は「ほぐす、はがす、混ぜる、分ける、はさむ、つまむ」という独特のものです。ナイフ、フォーク、スプーンとの「切る、突く、すくう」という機能とは異なったものが

あります。そのうえ、はしを使うには指の細かい動きが必要となります。

しかし、指の細かい動きは脳の発達を助けますし、日本人の手先の器用さにつながるものだと思います。

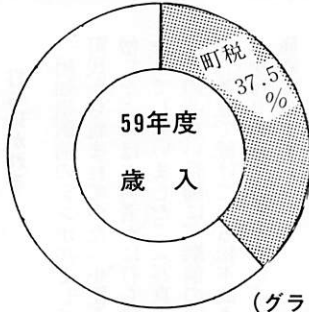
ですから、できるだけ子どもにはしを使わせるようにしたいと思えます。そのためにはまず親がはしを子どもの手に正しく持たせ、手を添えて食べ物をお口に運ぶ練習をさせること、親自身が子どものお手本として正しくはしを使うことが大切です。

町税と町財政の関係はどうなっているのか

今年度の町の一般会計を例にとりますと、歳入総額十六億二千六百九十九万九千円のうち、町税は六億八百三十一万六千円で歳入総額の三七・五%を占めています。(グラフ1)

町税は、歳入予算の約四割を占める町にとって貴重な自主財源です。

また、町税の使われ方ですが、たとえば町税を千円納めた場合、次のようになります。(グラフ2)



(グラフ1)

税を知る週間

11月11日～17日

十一月十一日から十七日まで「税を知る週間」です。税がどんな仕組みになっているのか、どのように使われているのかなど、みなさんに正しく理解していただくための週間です。

この期間中、税務署などでは税金についての相談や質問をお受けする窓口を一層広げ、みな

つまり、千円納めた場合、町役場の管理運営費などに総務費として百七十三円、農林水産業の振興などに農林水産業費として百五十七円使われるというこ

とになります。今年度の歳入予算の町税の内訳は

グラフ3のとおり、固定資産



(グラフ2)



さんのおいでをお待ちしています。お気軽にどうぞ。

年末調整の説明会を十一月十二日に開催

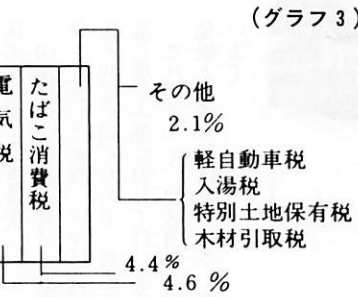
昭和五十九年分の給与所得者に対する税金の差額を精算するための年末調整説明会を次のとおり開きます。会社などで給与関係の事務を担当されている人はご出席ください。

▽日時 十一月十二日(月)午後一時半から

▽場所 町役場二階 議会議場

町税の内訳

固定資産税	40.8%
町民税	39.0%
都市計画税	9.1%
電気税	
たばこ消費税	
その他	2.1%



(グラフ3)

税が四〇・八%、町民税が三九・〇%で町税の約八割を占めています。残り二割のうち、主なものは都市計画税、電気税、たばこ消費税です。固定資産税とは何か

固定資産税とは何か

固定資産税とは、毎年一月一日現在で、土地、家屋、償却資産(これらをまとめて「固定資産」といいます)を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金のことです。

償却資産とは何か

償却資産とは、毎年一月一日現在で住所のある人に対して、町が課税しています。したがって、昨年中に死亡された方に対しては今年の町民税は課税されません。

年の途中で引越した場合の住民税(町民税)の納付先は

住民税は一月一日現在で住所のあった市町村に納めることになっていきますから、年の途中で引越しても、もとの市町村に納めることになります。

そのとき住民税を移さなかったらどうなるか

町民税とは何か

住民税のことで、町内に住んでいる人たちが町に納めるものを町民税とよんでいます。ここでいう住民には、個人だけでなく法人も含まれます。

町民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割(法人の場合には法人税割となります)の二つから構成されています。

おねがい

家屋の増改築をされた方や、予定のある方は税務課(電話四一一一、有線二二五三)へご連絡ください。

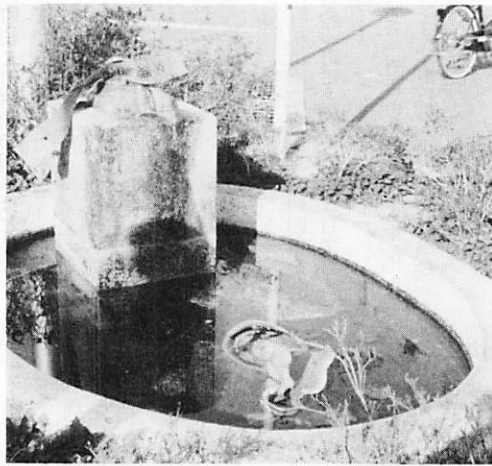
ふれあい広場



まぢの隅から

駅前シンボル「小便小僧」打ち砕かれる

阿知須駅前のシンボルとして町民から親まれていた「小便小僧」がこのほど何者かに打ち砕かれてしまいました。(写真上)
この心ない行動に、駅前の清掃を善意で続けている松本武さんをはじめ多くの人たちが心を痛めています。



「ふれあい広場」はみなさんのページです。
町政への提言や身近な話題、絵画、写真など町企画室(有線二一四四)へお寄せください。

住みよいまちをつくるため、このようなことが起きないようにしたいものです。

「防犯の夕べ」に五百人

十月十七日町公民館で「防犯の夕べ」が開かれ、約五〇〇人が参加しました。写真中は会を盛り上げた県警音楽隊の演奏。

合同納骨塔の慰霊祭開かれる

合同納骨塔奉賛会 縄中勝人

ほの学校 わたしの学校

〔阿知須小学校〕

8、13日 体重測定
10日 アメリカ教育視察団学校訪問

14日 貯金・保険・ベルマークの日、健康相談
18日 日曜参観日、PTA研修

会長)主催の慰霊祭が、このほど岡山合同納骨塔で開かれ、塔内の先祖の霊を慰さめました。(写真下)

区の文化祭

南祝・北祝区(鴨生原地区)は十二月二日、町公民館で同地



19日 振替休日

22日 感謝・ふれあい集会

27日 インフルエンザ予防接種

〔井関小学校〕

8・9日 体重測定
18日 参観日

19日 振替休日

24日 ふるさと学習

26日 インフルエンザ予防接種
27日 貯金日

区の文化祭を開きます。

同地区の壮年会が発足十五周年を記念して企画、区や区公民館と共催で開くもので、芸能の部と展示の部に別れて行います。

これによって、地区内の人材発展と育成、親ばくをめざしています。

短歌



〔阿知須中学校〕

8日 ぎょう虫検査

9日 育友会・後援会視察旅行(北九州)

10日 アメリカ教育視察団学校訪問

12日 三年統一テスト

18日 文化祭

19日 振替休日

26日 貯金・保険納入日29日

29日 インフルエンザ予防接種
30日 参観日

阿知須町民憲章

一、勤労を尊び、奉仕の精神で勤めます。
二、スポーツに親しみ、健康で明るくらしを築きます。
三、生涯を通して学び、生業を通して学び、うのおいのある生活を求めます。
四、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
五、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくりま

中村 光

古稀の春三入目の孫稚子生れ銘酒くみかい幸祝ひける

木原 百合雄

漢江の川原の思い出小舟にて脚線比べし若き日の我

松代 二郎

家下のグラウンド明るし蹴り合えるサッカーの声と音とほりくる

師井 泰枝

遠き過去振りかへることの多くなり吾も老ひ来し証しなるべし
稲刈りて一休みせんと麦わら帽取ればこもりし汗と陽匂ふ

石田 サグ子

しろじろと咲く紫蘇の花よけながら生れし孫の襦袢(きょうほ)赤子の着物)を干しぬ

平海 アサノ

みのり田の稲穂ついばむ雀の群テープきらめき飛び立ちて行く

正司 ウメノ

眼を病みし友は言ひにき点字にて短歌学ぶと言ひひて逝く

藤重 アヤ子

岩礁に白き翼の海鳥が群れて憩へる淡き陽の中

松尾 君代

つかいすぎ痛む右手で今日一日日かぎりの縫物ことなく終へり

砂村 ヤス子

この我は揺り籠の如包まれてみおしへを聞く今日の御法話を

藤重 幾代

書籍みな運び去られし第三書房人影と槌の音板はがす音

青年海外協力隊

隊員を募集

青年海外協力隊はアジア・アフリカ・中近東・中南米・南太平洋の開発途上にある国々に対して、経済・社会の発展のため技術・技能を身につけた心身ともに健全な日本の青年を派遣して、各国の国づくりに協力しています。

協力隊では隊員を次のとおり募集しています。
▽資格 満二十歳以上、原則として三十五歳までの日本の男女
▽願書締め切り 十一月三十日
▽選考 第一次選考(筆記、作文・英語・技術) 英語は中学卒業程度。農林水産・加工・スポー



ツ部門などの実技中心の現場で活動する隊員の場合には英語は合否の対象とせず、派遣国などの決定の参考になります。六十年一月六日に県で実施

第二次選考(面接、個人・技術・健康診断) 六十年二月、東京で実施予定
▽派遣国 本人の希望は尊重しますが、適材適所を優先します。
▽派遣前訓練 三か月間:勤務

先での身分措置・技術研修などにより入隊を決定します。

I:六十年四月上旬訓練開始

七月中旬出発予定

II:六十年九月上旬訓練開始

十二月中旬出発予定

▽派遣期間 二年

▽海外手当等 現地生活費月額二百四十〜四百三十ドル(派遣国の生活実態による差がある)

その他に無職で参加の場合、国内積立金として月額五万円(本邦在任期間) 九万円(海外在任期間) 積み立てます。

▽費用 訓練、派遣経費、災害補償などは事務局が負担

▽休職と所属先補てん制度 休職などの措置で参加を希望する人はその条件として、業務との関連のある分野への協力であること、また少なくとも三年間の

大会があり、それに参加して勉強しようと思つています

町民のみなさんに何か一言「今後みなさんにいろいろお願いすることがあるかもしれませんが、その時はよろしくご協力くださいますようお願いいたします

主人の安則さんは町内のスーパー専務。三男の母。

西村会長以下の主な役員は次のとおり。(敬称略)

▽副会長 高井政江(岩西前)

田中仁美(浜表) 理事 吉武愛(築地) 藤井より子(門松)

長尾伊津子(河内)



婦人防火クラブの初代会長

西村 澄子 さん

砂三



今回の訪問インタビューは、十月に結成された婦人防火クラブの初代会長の西村澄子さんです。

婦人防火クラブとは「町内の婦人で組織されたもので、現在会員数は二十人です。

町の消防団とは少しちがいで、火事などが起きないようにする防火活動が主体の団体です」

会長になられた感想は「新しくできたクラブなので、

まだ手さぐりのような状態ですが、町役場や消防団の方のご指導をいただきながら、がんばっていきこうと思います。十一月十五日に山口市で、婦人防火全国

募集説明会 次のおり説明会が開かれます。

勤務実績があることなどが必要。早目に、勤務先と相談をしてください。有給休暇参加の場合、所属先に対して人件費の一部を補てんする制度もあります。

▽募集説明会 次のおり説明会が開かれます。

▽問い合わせ先 県婦人青少年課 青少年係(電話山口市②三二一

一、内線二二七二、二二七三)

募集説明会

Table with 4 columns: Date, Time, Location, Phone Number. Includes dates 11/15 and 11/20.

- 内容: 映画上映「協力のなかの青春」「海と大地をこの手に」、隊員OB体験談、応募相談

心身障害児のための総合療育相談会

心身障害児総合療育相談会が次のおり開かれます。この相談会は、在宅心身障害



町社会福祉協議会へ)
◇香典返し 徳永君子さん(岩辻) は夫勝三さんの山信義之

さん(杖川)は母トミコさんの
▽福永孝子さん(砂三)は夫正吉さんの▽飯田宏史さん(赤迫)は長男正志さんの



出生(おすこやかに)
親の名 続柄子の名 月 日 住所

北野茂夫二女綾 子 8・10 旦北
松原光源長女有希子 9・25 南祝
西村敏之三男良 太 9・27 赤迫
茂木洋三三男利 貢 9・30 岩前
工藤三三三男雅 義 9・28 小西
中野悦三三男憲 幸 9・26 杖川
松崎 了長女加奈子 9・29 浜表

死亡(冥福を祈ります)
氏名 死亡月日 年齢 住所

岡野 ナツ 9・28 90 野口
重永トミ子 10・23 68 野口
三住 孝三 9・24 87 沖の原
(十月二十五日までの受付分)

児の早期発見、早期治療をはかるためのもので、医師や専門家が適切な助言、指導、療育機関の紹介などを行います。

▽対象 在宅障害児とその保護者
▽日時 十一月三十日(金) 午後一時〜三時

▽場所 しらさき会館(山口市堂の前一番五号)
▽申し込み先 十一月十四日(水)までに、町住民課福祉係へ

楽しく走ろう会」の参加者を募集

「体力つくり楽しく走ろう会」の参加者を次のとおり募集して

います。
▽日時 十二月二日(日) 午前九時半受け付け開始
▽会場 トリムコース(受け付けはスタート地点)
▽対象 県内在住者

▽種目 タイム宣言トリムマラソン(三キロの部)参加自由、五キロの部(中学生以上)
▽賞 申告タイムと実際の所要タイム差が五秒以内の人と最高タイムの人に記念品、参加者全員に参加賞を贈ります。
▽申し込み方法 十一月三十日(金)までに「参加種目、氏名、学年または年齢、性別、住所」を町教育委員会へ連絡ください。

わすれないてネ

11月のメモ

- 9日 三歳児健康診査(役、後1時半)
- 11日 町産業祭
- 12日 ポリオ生ワク投与(役、後1時半)
- 13日 健康相談(役、前9時半)育児相談(役、後1時半)
- 15日 心配ごと相談、交通事故相談(公、前10時)
- 16日 町同和教育推進大会(公、後1時50分)
- 20日 婦人学級(公、前9時半)切り絵教室(公、後1時半)三種混合(役、後2時半)
- 24日 献血(役、前9時)
- 25日 親と子の本読みの会(公、前9時半)
- 27日 歯科検診(役、後1時)
- 30日 麻しん(新井医院)あじす大学(公、後1時半)
(役=役場、公=公民館)

今月の給税～11月～

○国民健康保険税

おしらせ



年金相談所を開きます

今年二十一日(水)に

町公民館で

町では宇部社会保険事務所
の年金担当官を招いて次のと
おり年金相談所を開きます。

これは、年金制度や年金の
行方などについての問い合わせ
が多く発生しているための
ものです。

年金に関するご相談は、ぜ

ひこの機会をご利用ください。
▽日時 十一月二十一日(水)
午前十時から午後三時まで
▽場所 町公民館一階講座室
年金証書の受け取りを

町では十二月支給からの国
民年金証書の受け渡し出張サ
ービスを十月に行いましたが、
来られなかった人は町役場住
民課へ受け取りに来てくださ
い。

▽日時 十一月十三日(火)
午後一時から四時まで
▽場所 町役場二階 議会議
場

代理人でも結構ですが、印
鑑をお忘れなく。

十二月支給は十一月十二日
(月)以降、郵便局で受給で
きます。

無料法律相談所 を開きます

今年十三日、役場で

(財)法律扶助協会山口県
支部と県弁護士会では、巡回
無料法律相談所を次のとおり
開きます。

法律でお悩みの人は、ぜひ
ご利用ください。

無料行政相談所

県行政書士会と県行政書士
会山口地区会では無料行政相
談所を次のとおり開きます。

▽日時 十一月十七日(土)
午前十時から午後三時まで
▽場所 丸久小郡店
▽内容
○行政に対する意見や相談の
受け付け
○左記の手続き書類などに
ついて
●土地利用に関するもの(農
地転用許可、占用許可)
●営業許可に関するもの(建
設業、飲食業、旅館などの
許可)
●身分に関するもの(戸籍、
外国人登録等の届出申請書
●権利義務、事実証明に関す
るもの(契約書など)
●会社法人設立に関するもの
●告訴、告発状、内容証明に
関するもの
●保険、年金などに関するも

町の住民登録人口 (59年10月31日現在)	前月比
世帯 2,258世帯	±0
人口 8,399人	-11
(男 3,907人 女 4,492人)	
(国勢調査 昭和55年10月1日)	
世帯 2,283世帯	
人口 8,327人	
(男3,887人 女4,440人)	

11月1日～7日

文化財保護強調週間

文化財をみんなで大切に守りましょう



JASマーク普及推進月間

JASマークは

安心の「目安」



わたしたちの食生活に、加工食品は欠かせないものとなりました。即席めん、粉末スープ、ドレッシング、真空パック食品、調理冷凍食品、飲料品など、わたしたちは、好みの料理を手軽にしかも安く楽しむことができようになりました。

ところで、このような加工食品がどのようにして作られ、品質はどうなっているのか、疑問に思ったことはありませんか。こんなとき、頼りになるのがJAS(日本農林規格)マークです。JASマークは、国が認めた工場で作られ、国が定めたJAS規格に合格した製品につけられるマーク。いわば、品質を保証してくれる「安心の目安」です。

「健康食品とJASマーク」さて、最近健康への関心が高まっており、健康に気を配った食生活を心がける人が多くなりました。そのせいか、健康に良いといわれる豆乳の人氣が高

いようですが、実はこの豆乳にもJAS規格があり、ほとんどの商品にJASマークがつけられています。

しかし、健康増進をうたい文句にしたいわゆる健康食品はというと必ずしも品質的に保証されている物ばかりとは限らず、用い方によってはかえって弊害の出ているものがあるようです。消費者を保護するためには、「健康食品」についても何らかの品質保証制度を設けたり、品質表示を統一する必要があります。そこで、「健康食品」もJAS制度の対象として考えるよう、今後、調査検討が進められることになっています。